

県議会議員の定数について

1 地方自治法の定め

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

【平成 23 年改正前の規定】〈抜粋〉

2 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

三 人口 100 万以上の都道府県 人口 93 万を超える数が 7 万を増すごとに 1 人を 45 人に加えた数（その数が 120 人を超える場合にあつては、120 人）

※ 現行の第 2 項は、第 4 項

2 県条例の定め

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

（議員の定数）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、神奈川県議会議員の定数は、105人とする。

3 県議会議員定数の変遷

| 選挙年 | 定数 | 法定上限数 |
|-------------|-----|-------|
| 昭和54年～平成7年 | 115 | 120 |
| 平成11年～平成23年 | 107 | 120 |
| 平成27年 | 105 | なし |